

彦根市 4 小学校 7 中学校コンピュータ教室
および中学校普通教室用端末機器一式更新業務
に関する調達仕様書・実施要項

令和 4 年 8 月

彦根市 教育委員会事務局 学校 ICT 推進課

第1章 本事業の趣旨

1.1 調達件名

彦根市 4 小学校 7 中学校コンピュータ教室および中学校普通教室用端末機器一式更新業務

1.2 趣旨

平成 29 年度に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」による教育現場のセキュリティ強靱化策である、ネットワークの 3 分離やサーバ環境や端末環境の仮想化等の導入に関して後者に関しては彦根市で平成 26 年度に導入をして学校現場、特に校務環境のセキュリティ強化にいち早く取り組んで来た。また令和 2 年度においてネットワークの 3 分離と校務支援システムの導入も実施している。

また「GIGA スクールネットワーク（ローカルブレイクアウト含む）」、「ひとり 1 台コンピュータ・高速ネットワークを可能とする（次世代の学校・教育現場）」の整備や、校務用としてすべての教員にタブレットパソコンを導入し、クラウド型「校務支援システム」「教務支援システム」に関しても整備を完了している。

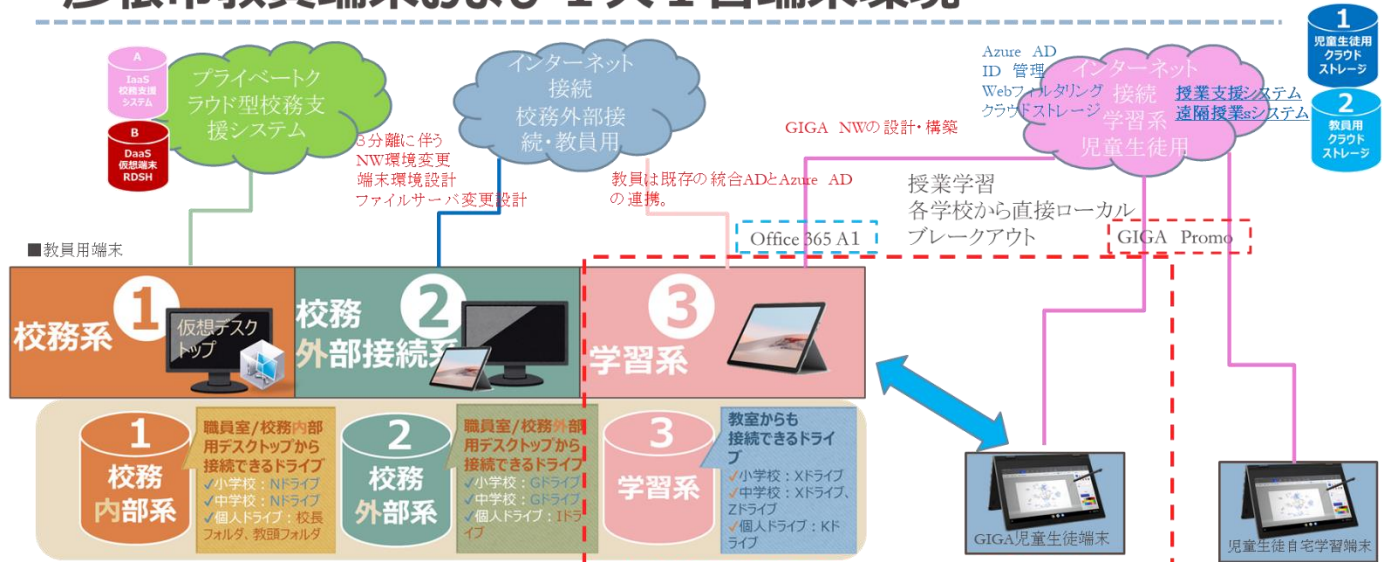
今回、彦根市においては、GIGA スクールひとり 1 台タブレットパソコン導入後の小中学校コンピュータ教室（4 小学校・7 中学校）および 7 中学校 普通教室用端末一式の更新に際し、更なる児童・生徒の学びの拡充を目指すべく、より有効活用が可能となる導入の方法を検討することとした。特に GIGA スクール用ネットワーク導入後の、コンピュータ室の再整備とファイルサーバ等の既存環境の更新を実施する。

【現状の彦根市学校 ICT 環境の概略と調達範囲】



彦根市学校ICT環境概略図

彦根市教員端末および 1 人 1 台端末環境



1.3 RFP スケジュール

	イベント	期日
1	RFP 公告	令和 4 年 8 月 31 日 (水)
2	プロポーザル参加意思表明書提出期限	令和 4 年 9 月 7 日 (水)
3	質問提出期限	令和 4 年 9 月 7 日 (水)
4	質問回答	令和 4 年 9 月 12 日 (月)
5	企画提案書等一式提出期限	令和 4 年 9 月 28 日 (水)
6	提案プレゼンテーション日程	令和 4 年 10 月 4 日 (火)
7	選定結果通知	令和 4 年 10 月 7 日 (金)
8	運用開始 (本稼働)	令和 5 年 2 月 予定

※スケジュールはあくまでも現時点での予定であり、変更になることがある。

※なお、現地下見については、参加表明後、令和 4 年 9 月 7 日から 27 日までの間で原則、午後 3 時から午後 5 時までの時間帯において、事前に学校 ICT 推進課 担当者と調整の上で実施できるものとする。

下見を行う際は、授業、学校行事等の妨げになるようなことが無いよう十分に配慮をすること。

1.4 対象範囲施設

小学校

連番	拠点名	連番	拠点名
1	城東小学校	11	鳥居本小学校
2	城西小学校	12	河瀬小学校
3	城南小学校	13	亀山小学校
4	平田小学校	14	高宮小学校
5	城北小学校	15	稲枝東小学校
6	佐和山小学校	16	稲枝西小学校
7	旭森小学校	17	稲枝北小学校
8	城陽小学校		
9	若葉小学校		
10	金城小学校		

中学校

連番	拠点名
1	東中学校
2	西中学校
3	中央中学校
4	南中学校
5	彦根中学校
6	鳥居本中学校
7	稲枝中学校

第2章 本事業の概要

2.1 業務名称：

彦根市4小学校7中学校コンピュータ教室および中学校普通教室用端末機器一式更新業務

2.2 業務範囲等

(1)対象校等

①4小学校7中学校コンピュータ教室機器更新

- ・小学校コンピュータ教室機器一式：城西小、旭森小、若葉小、河瀬小（4校）
（アクティブラーニング教室として利用できるよう最適な提案を実施すること。）
- ・準備室サーバのソフトウェアライセンス更新：上記4校を除く13小学校
- ・中学校コンピュータ教室機器一式：市内全中学校（7中学校）
- ・準備室サーバ：彦根市内全中学校（7中学校）

②7中学校普通教室端末更新

- ・中学校普通教室のラック内に設置されている端末機器（7中学校）

③全小中学校（24校）の統合ファイルサーバ2台の更新

(2)運用支援

①導入に対する教員研修（集合研修等）を5回程度開催（導入前、導入後）すること

次の研修テーマについては、必須とする。

- ・「学校における情報セキュリティ向上・情報モラル教育の推進」
- ・「授業におけるICTの有効活用」

②運用保守（サポートデスクの設置等）（運用開始～令和10年2月28日）

③機器やソフトウェアの操作トラブル等に迅速に対応できる人員の派遣（運用開始後概ね1か月間、最大3か月程度 各校 最低1回以上は訪問の上機器操作の補助、機器メンテナンス等を行うこと。）

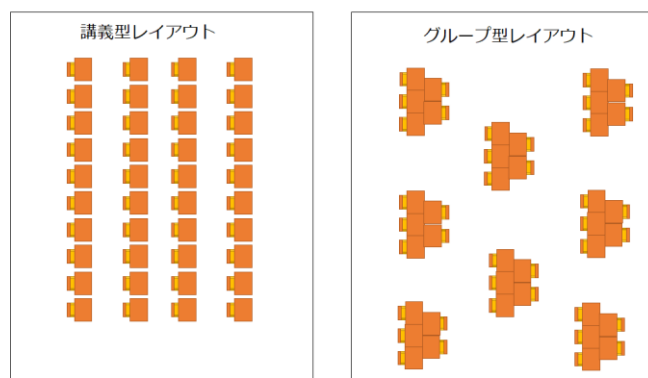
(3)再構築環境要件

小学校：コンピュータ教室⇒アクティブラーニング教室

①GIGA 端末の学習環境の拡充を考慮してアクティブラーニング教室としての再構築

- ・A1 プリンタや大型表示機器等の整備含む
- ・アクティブラーニングで活用できる机や椅子などの什器の整備も含めた、学習シーンに応じてフレキシブルに対応できる環境の整備の提案を求めます。

■アクティブラーニング教室イメージ（例）



②アクティブラーニング教室＋高性能情報教育用 PC（10 台程度適応数提案願います）の整備

①の整備にプラスして高性能情報教育用 PC の整備

③その他 アフターGIGA 端末整備のパソコン教室のありかたについて貴社推奨のかたちを提案願います。

④教育用ノートパソコン：100 台

無線 LAN 接続とし、.1X の認証を付加すること。

中学校：コンピュータ教室

①現状コンピュータ教室の継続としての再整備

②その他 アフターGIGA 端末整備のパソコン教室のありかたについて貴社推奨のかたちを提案願います。

普通教室用 PC：（各教室）

現行デスクトップ型→ノート PC として提案願います。

有線 LAN 接続とすること。

① 統合ファイルサーバ：

現在は NETAPP 社製（FAS シリーズ）ファイルサーバを導入している。

ストレージ仕様等

- ・実効容量（実データ容量）として 75TB 程度 利用率約 45%（令和 4 年 7 月現在）
- ・メインストレージはコントローラーを 2 つ以上有する事。通常時は教員用と生徒用のコントローラーを分離、ただし 1 つのコントローラーの障害時でも継続利用が可能なこと。
- ・サブストレージはシングルコントローラでも可。
- ・メインストレージでスナップショットの機能を実装する事
- ・筐体間でスナップミラーの機能を実装する事
- ・重複排除の機能を有する事

＊現在 2 式の機器を彦根市内と県外プライベートクラウド DC 間で遠隔冗長・相互バックアップ構成としている。

＊現行はオンプレ構成としているが、クラウドストレージ等で提案もなお可とする。

＊他機器や他クラウドソリューションにて提案する場合においては、実効容量は NETAPP の重複排除の機能の性能を考慮して容量試算すること。またデータ移行も本業務の範囲内とすること。

＊本市契約の DC 内設置ラック（県内 1 か所、市内 1 か所）各 4U 以内に収まるものであること。

＊今後、5 年間利用するうえで、適切な容量設計を行うこと。

＊データ移行については、学校の業務に影響を及ぼさないよう、細心の注意を払うこと。また、授業に影響がないよう移行スケジュールを考慮すること。

＊現在のアクセス許可を引き継いでファイルサーバの権限の設定や、適切なクォータ設定を行うこと。

＊box 利用支援

現在、彦根市教育委員会では box の導入を実施している。その有効活用の支援を実施すること。

年度更新時の各学校でのユーザー登録変更作業を実施すること。（招待ユーザーの移動・削除等）

なお、対象ユーザーは教職員とする。（費用は本業務の範囲内で実施すること）

共通事項：

- ① 現在の統合 AD 配下にて稼働可能とすること。
- ② 無線 LAN 接続に関しては、1X の認証を付加すること。
- ③ 校務内部系はプライベートクラウド DC の仮想端末機能を利用している。
- ④ 校務システムは別クラウドソリューションを利用している。

その他：

本業務仕様に示すもののほか、事業者が提案するシステムが安定的に稼働するために必要となる機器、ソフトウェア等を提案事業者の責任において整備すること。

その他、スイッチング HUB、LAN ケーブル等機器構成上必要な機器類および付属機器（設定費用等を含む。）、セキュリティ対策や運用する上で必要となるまたは有効なソフトウェア導入に係る費用等についても本見積りに含め提案すること。

2.3 見積限度額

本業務に係る見積り額の上限は、370,000,000 円（消費税額および地方消費税額を含む。）とする。

- ① 見積限度額は、2.2 業務範囲に示す業務に要する本件総額とする。
- ② 見積限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- ③ 見積限度額を超える金額で提案した事業者は失格とする。
- ④ 支払いは令和 5 年 3 月から 5 年リース（60 か月分割）とするため、納入価格決定後、リース会社の選定を行い、リース会社からの支払いとなる。

2.4 実施形式

プロポーザル方式（公募型）

2.5 担当窓口及び問い合わせ先

担当部署：彦根市 教育委員会事務局 学校 ICT 推進課

所在地：〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号

電話番号：TEL:0749-24-7975（直通）FAX:0749-23-9190

E-mail：ictsui@mx.hikone.ed.jp

担当者：大西、島野

2.6 業務期間

- (1) 契約締結の日から機器のリース契約（60 か月）終了まで。ただし、機器等の環境整備については、原則、令和 5 年 2 月 20 日までに完了すること。
- (2) 機器のリース契約開始予定日 令和 5 年 3 月 1 日～ 5 年間

2.7 提供資料

下記のものを別紙資料として提供する。

- ① プロポーザル参加意思表明書（様式 1）
- ② プロポーザル参加辞退届（様式 2）

-
- ③ 導入実績表（様式 3）
 - ④ 質問表（様式 4）
 - ⑤ 誓約書（様式 5）
 - ⑥ 委任状（様式 6）
 - ⑦ 企画提案書評価シート（添付 1）
 - ⑧ 学校別台数内訳表（添付 2）

第 3 章 参加資格等

3.1 参加資格・条件について

RFP に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 参加資格について

- ① 以下の書類を提出し、彦根市の承認を得ること。
 - ・添付の誓約書（様式 5）を提出すること。
 - ・税金に滞納等が無い事を証するために国税と、登録される営業所所在の市区町村税に係る納税証明書を提出すること。
 - ・代表者以外に委任する場合は委任状（様式 6）を提出すること。ただし、彦根市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者については上記書類を省略できるものとする。
- ② 彦根市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者については、彦根市から入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤ 彦根市暴力団排除条例（平成 23 年彦根市条例第 17 号）第 6 条の規定により、次の（ア）から（オ）までの要件に該当する者でないこと。
 - （ア）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - （ウ）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - （エ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - （オ）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(カ)上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- ⑥ 近畿圏において人口概ね 5 万人以上の自治体において学校の情報化業務（当該業務または類似業務）の実績を有すること。
- ⑦ 過去 5 年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。
- ⑧ 本業務に参加届後、委託業者決定までの間においても参加資格要件を満たすこと。
- ⑨ ISMS（27000）の認定を取得しており、更新していること。（プロポーザル参画企業すべてが取得していること。主幹企業は必須。再委託先等で ISMS の認定を受けていない企業を参画させる場合は社内セキュリティ管理体制、方法等のセキュリティ管理が実施されていることを証する資料を提出し、彦根市の承認を得ること。）
- ⑩ 情報処理安全確保支援士試験もしくは情報セキュリティスペシャリストの試験に合格した者を技術主担当者としてアサインさせること。（形式的な記載は認めないので参画内容を明記すること。）

3.2 RFP 参加表明について

(1) 本件企画提案に参加する事業者は、下記の通り「プロポーザル参加意思表明書（様式 1）」に必要事項を記入して提出すること。なお参加意思表明書については、代表者印を押印すること。

- ① 受付期間 令和 4 年 9 月 7 日（水） 午後 2 時まで
- ② 提出物 プロポーザル参加意思表明書（様式 1）
以下の提出物については、彦根市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者については省略できるものとする。
 - ・誓約書（様式 5）
 - ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
 - ・納税証明書（国税、市区町村税）
 - ・労働保険の加入を証するもの
- ③ 提出方法 直接担当課の窓口へ持参するか、もしくは郵送のいずれかの手法のみとする。
直接持参する場合は、「2.5 担当窓口および問い合わせ先」記載の担当者へ事前に電話連絡の上、直接持参すること。また、郵送する場合には、必ず「特定記録郵便」とすることとし、提出期限日までに到着すること。
- ④ 参加辞退の 場合 プロポーザル参加意思表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式 2）」を学校 ICT 推進課まで提出すること。

3.3 質問および回答について

本書等に対する質問については、「質問表（様式 4）」に記載の上、以下に記載する手順等を遵守し提出すること。

- ① 提出期限 令和 4 年 9 月 7 日（水）午後 2 時まで
期限後の質問は原則、受け付けない。
- ② 提出方法 「2.5 担当窓口および問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールに添付し送信すること。
- ③ 質問の回答 質問に対する回答は、一括して令和 4 年 9 月 12 日（月）に意思表明書をした全ての事業者宛てに電子メールにて回答を行う。

第4章 企画提案資料の作成要領

4.1 企画提案資料の作成

企画提案仕様を作成する際は、下記条件を遵守の上作成すること。

(1) 企画提案資料の規格

- ① 様式は特に定めないが、A4 用紙・文字のサイズは、10.5 ポイント以上とする。
ただし、スケジュールや図表等で一部 A3 用紙を使用しても良い。
- ② まえがき、あとがき、目次等を含め全部で概ね 30 ページ以内とする。
- ③ 言語は日本語のみとする。
- ④ 記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。
(専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを付ける事)
- ⑤ 電子データは、Microsoft Office 2012 以上 (Word・Excel・Power Point)形式とする。

4.2 経費見積書の作成

経費見積書を作成する際は、下記の条件を遵守の上作成すること。

機器・ソフト費用、構築費用、保守費用、運用費用を含む総額にて提示願います。

(1) 経費見積書の規格

- ① 「経費見積書（様式任意）」を提出すること。
- ② 通貨単位は円とすること。
- ③ 必要な費用等、全て含めること。
- ④ 仕様に記載している要求事項等を全て満たすこと。
- ⑤ 見積書には明細を添付すること。

4.3 実績表の作成

(1) 実績表の規格

- ① 「導入実績表（様式 3）」を使用すること。

(2) 実績表の記載

- ① 事業者の本業務の履行に資する類似案件の実績について記載すること。
- ② 企画提案書を提出する時点で稼働しているものと構築中がわかるように記載すること。
- ③ 元請、下請の別がわかるように記載すること。また、下請の場合は、実際に提案事業者が担当した業務内容を提供範囲に記載すること。

第 5 章 提案書等の提出

本件企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

5.1 提出書類

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 経費見積書（様式任意）
導入実績表（様式 3）
- ④ 製品カタログ（提案する機器、ソフトウェア等の仕様が確認できる資料）

5.2 提出期限および提出方法

(1) 提出方法および提出期限

- ① 提出期限 令和 4 年 9 月 28 日（水）午前 11 時 30 分まで
- ② 提出部数 (ア)提案書：簡易製本したものを作成し、10 部提出すること。様式は特に定め
ないが、A4 サイズ両面印刷とし、枚数は 30 ページ以内とする。
(イ)導入実績表（様式 3）：押印した正本を 1 部提出すること。
(ウ)経費見積書：代表者印を押印した見積書を 1 部提出すること。
(エ)上記ア・イを格納した電子媒体（CD-R）を 1 部提出すること。各資料のフ
ァイル形式は、Microsoft Office（Word・Excel・Power Point）とすること。
(オ)製品カタログ：ソフトウェア等の仕様がわかるカタログ等を 10 部提出
すること。
- ③ 提出方法 「2.5 担当窓口および問い合わせ先」記載の担当者へ事前に電話連絡の上、直
接持参すること。それ以外（郵送・宅配便、電子メール等）での提出は不可と
する。
- ④ 注意事項 (ア)提出期限を過ぎた場合、原則受け付けない。
(イ)提出書類は返却しない。
(ウ)提案書等に虚偽の記載をした場合は、その内容を採用しない。

5.3 企画提案のための費用負担について

本企画提案に係る費用は、全て提案事業者の負担とする。

5.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者に無断で、本件に係る事項以外には利用しない。
- (3) 市が必要と認める場合には、追加資料や質問・回答を求めることがある。
- (4) 提出は、1 事業者につき 1 案とする。
- (5) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、本件に関わる彦根市 ICT 支援業務 担当企業に回示できることとする。なお、当該企業体も
本件に係る事項以外には利用しない。

第6章 審査方法および提案評価基準

6.1 審査方法

(1) 提案プレゼンテーションの実施

提案事業者については、提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。

- ① 日時 令和4年10月4日（火）（詳細は後日案内する）
- ② 場所 彦根市立若葉小学校
プレゼンテーション時間：1時間以内（準備及び撤収時間を含む）
（企画提案書等の説明30分 質疑応答時間15分を予定）
- ③ 機材 プレゼンテーションで利用する機器については、提案事業者が準備すること。
但し、スクリーンは、本市が準備することが可能であるので事前に学校ICT推進課担当者まで連絡すること。
- ④ 選定委員 選定委員会委員8名程度
- ⑤ 提案事業者 出席者は5人までとする。説明は、本業務受託決定後のプロジェクト管理責任者が主となって行うこと。質疑応答の対応については、原則、プロジェクト管理責任者が行うこととするが、内容によっては、別の者が回答することも可能とする。

(2) 提案プレゼンテーションの審査方法

提案プレゼンテーションの審査は、選定委員が「6.2 評価方法及び評価基準について」に従い実施する。審査は、企画提案書とプレゼンテーションの内容及び見積りに基づいて実施する。

(3) その他

- ① プレゼンテーションは、企画提案書の内容にて実施すること。
- ② 提案事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6.2 評価方法及び評価基準について

(1) 評価方法

審査における評価項目は以下のとおりとする。

① 評価項目

審査区分	評価項目		主な評価内容	評価者
審査内容	提案点	・企画提案書 ・プレゼンテーション	・企業としての信頼性 ・サポートに対する考え方 ・本件導入システムの考え方 ・小学校コンピュータ教室 ・研修やサポートデスク 等々	・選定委員
	価格点	・構築費、運用保守費 （書面）	・導入経費 ・運用保守経費	・計算式

(2) 配点

提案点と価格点の割合は「7：3」とする。

内訳は以下に記載する。

- ① 審査の評価点の合計点数は1,000点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

No	評価項目	評価点
1	提案点（企画提案書、プレゼンテーション）	700 点
2	価格点（構築費、運用保守費）	300 点

(3) 評価基準と算出方法

(ア) 提案点の評価基準

「企画提案評価シート（添付 1）」の各項目を 5 段階で評価を行い、その結果を集計し、平均点を提案点とする。

評価区分は以下の通りとする。

区分	評価点	評価内容
A	100%	要求事項について十分要件を満たしており、さらに有益な提案がある。
B	75%	要求事項について十分要件を満足している。
C	50%	必要最低限の要件を満足している。
D	25%	やや要件を満足していない。
E	0%	要件を満たしていない。

(イ) 価格点の計算式

価格点については、提出された見積りにより、下記の通りとする。

【価格点の計算式】

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低見積価格} / \text{提出見積価格})$$

小数点以下第二位を四捨五入

6.3 評価方法および評価基準について

- (1) 合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、最優先事業者と契約締結に向けた個別交渉を行う。

但し、「D」および「E」評価が多く、業務に支障をきたすと判断した場合は、最優先事業者としない場合がある。

- (2) 最優先事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点事業者と個別交渉を行う。

なお、合計点数が同数の場合には、提案点の高い事業者を最優先事業者とする。

6.4 審査結果通知

参加意思表明書を提出した全業者（参加意思表明書提出後に辞退した事業者を除く。）に文書にて、令和 4 年 10 月 7 日（金）に郵送にて通知する。

第7章 契約方法

- ① 選定委員の厳選なる審査により選定された最優秀提案事業者は、第1位の優先交渉権者であり、対象業務について協議を行い、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優秀提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。
- ② 契約手続および契約書は、本市財務規則および契約規則の定めるところによるものとする。

第8章 企画提案の停止、中止および取り消し

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合において見積りに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

第9章 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 経費見積書の金額が 2.3 見積限度額で示す金額を超過した場合

第 10 章 機器更新業務仕様

1. AD について

1-1. 要件

以上の内容を継承して、設定を行うこと。

教職員および児童・生徒のユーザー情報は、統合 AD で一元管理している。

教職員のユーザーアカウントは教育系と校務系ネットワークにおいて、同一アカウントでログインをしている。ただし、教育系ネットワーク接続時は校務系のデータの閲覧はできないように制御している。

児童・生徒には一人につきアカウントを付与し、小学校入学から中学校卒業までの 9 年間継続して利用し、個人フォルダのデータも引き継がれる。ユーザー情報は授業支援ソフトと連携している。

2. 準備室サーバ更新

2-1. 要件

以下の要件を継承・運用すること。

教職員および児童・生徒のユーザー情報は、統合 AD で一元管理されたものを利用できるようにすること。

中学校 7 校については、コンピュータ教室に導入する復元ソフトの提案によっては、準備室にサーバまたは NAS を設置すること。

13 小学校（城東小学校、城南小学校、平田小学校、城北小学校、佐和山小学校、城陽小学校、金城小学校、鳥居本小学校、亀山小学校、高宮小学校、稲枝東小学校、稲枝西小学校、稲枝北小学校）については、現在設置されている準備室サーバを継続利用するが、SKYMENU Pro、瞬快のライセンスが切れるため、2 年分のライセンスを付与すること。またサーバ機器は保守延長するか、今回撤去対象の（中学校 7 校、小学校 4 校の機器を）予備機としての運用も可とする。その他授業支援等のすべての既存システムを継承して運用すること。

4 小学校（城西小学校、旭森小学校、若葉小学校、河瀬小学校）については、準備室サーバの撤去を想定しているが、構成上必要な場合は提案に含むこと。

現在、各学校の準備室サーバにインストールされているウイルスバスターについては、彦根市の仮想基盤に移行して統合し、構築すること。ただし、コンピュータ室の端末の更新を行わない 13 小学校は除く。

3. 7 中学校コンピュータ室機器更新

3-1. 教師用デスクトップパソコン（各校 1 式）

Windows11-Pro 正規品を搭載した Windows パソコンであること。

10/100/1000Base-T Ethernet を 1 つ以上装備していること。

CPU は intel Core i5 クラス同等以上を搭載していること。

メモリは本体純正品で 16GB 以上搭載していること。

SSD 容量として 256GB 以上搭載していること。

DVD スーパーマルチドライブを搭載していること。

光学スクロールマウスおよび日本語キーボードを付属すること。

パソコン本体 1 式につき 21.5 型ワイド以上の液晶ディスプレイを 2 式用意すること。

デュアルモニターに対応し、2 台の液晶ディスプレイに拡張表示させること。

ログイン時のユーザーアカウントについては、既存の校務系ネットワークで利用している ID を共有して

利用できること。

環境に配慮した製品として、省エネ法、グリーン購入法、VOC 等の各種環境に関する法律、ガイドラインに適合した製品であること。

メーカーによる 5 年間の翌営業日訪問修理を付けること。

i-filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。

3-2. 生徒用デスクトップパソコン（各校 40 式）

本体・モニタ分離型でモニターサイズは 21 型ワイド以上であること。

Windows11-Pro 正規品を搭載した Windows パソコンであること。

10/100/1000Base-T Ethernet を 1 つ以上装備していること。

CPU は intel Core i3 クラス同等以上を搭載していること。

メモリは本体純正品で 16GB 以上搭載していること。

SSD 容量として 256GB 以上搭載していること。

DVD-ROM ドライブを搭載していること。

光学スクロールマウスおよび日本語キーボードを付属すること。

Thunderbolt4 端子を 1 つ以上装備すること。(※)

筐体前面に USB ポートを 1 つ以上装備すること。

ログイン時のユーザーアカウントについては、既存の校務系ネットワークで利用している ID を共有して利用できること。

環境に配慮した製品として、省エネ法、グリーン購入法、VOC 等の各種環境に関する法律、ガイドラインに適合した製品であること。

メーカーによる 5 年間の翌営業日訪問修理を付けること。

i-filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。

Thunderbolt4 または Thunderbolt3 に対応した eGPU ボックスおよび GPU (GeForce RTX3050 以上) を各校 5 式導入すること。(※)

※該当仕様については、各校 40 台導入予定の生徒用デスクトップパソコンについて、そのうちの一定台数（5 台～10 台程度）を動画編集や e スポーツにも使用できるパソコンとすることを目的としているが、特定の端末・生徒に利用が偏らないようにするため取り外しが可能な外付け式を想定しているものです。このため、他の方法で同様の提案が可能であれば、該当仕様については必須とするものではありません。

3-3. 教材作成用デスクトップパソコン（各校 1 式）

Windows11-Pro 正規品を搭載した Windows パソコンであること。

10/100/1000Base-T Ethernet を 1 つ以上装備していること。

CPU は intel Core i5 クラス同等以上を搭載していること。

メモリは本体純正品で 16GB 以上搭載していること。

SSD 容量として 256GB 以上搭載していること。

DVD スーパーマルチドライブを搭載していること。

光学スクロールマウスおよび日本語キーボードを付属すること。

パソコン本体 1 式につき 21.5 型ワイド以上の液晶ディスプレイを 1 式用意すること。

ログイン時のユーザーアカウントについては、既存の校務系ネットワークで利用している ID を共有して利用できること。

職員室内に設置すること。

環境に配慮した製品として、省エネ法、グリーン購入法、VOC 等の各種環境に関する法律、ガイドラインに適合した製品であること。

メーカーによる 5 年間の翌営業日訪問修理を付けること。

i-filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。

3-5. 周辺機器

(1) プリンタ

＊本年度別途手配のプリンタから出力可能な設定を追加すること。詳細は別途指示します。

以下プリンタには定期交換部品付き・5 年間オンサイト保守をつけること。

また、交換用インクを各プリンタに対し 2 セット付けること。

A1plus 対応大判インクジェットプリンタ 各校 1 台

基準品

A1plus 対応大判インクジェットプリンタ 学校向けセットモデル SC-T345SC1 エプソン 7 台

エプソンサービスパック（出張対応/5 年間） HSCT345M15 エプソン 7 式

インクカートリッジ（シアン） SC14C70 エプソン 14 本

インクカートリッジ（マゼンタ） SC14M70 エプソン 14 本

インクカートリッジ（イエロー） SC14Y70 エプソン 14 本

インクカートリッジ（マットブラック） SC14MB70 エプソン 14 本

(2)以下のネットワーク機器を必要数導入すること。（既設のものが利用可能な場合は流用可）

L2 スイッチ（コンピュータ室内用）

L2 スイッチ（準備室用）。

3-6. 学習用ソフトウェア

以下の機能を有する授業支援システムを必要数導入すること。

現在は SKYMENU Pro を導入している。他システムを提案する場合は教員への利用研修を徹底すること。

教員機から学習者機へ、電源オン/オフや再起動、モニタリング、画面送受信、メッセージ送信、ロック、ソフトウェアの一斉起動、ファイルの配布・回収・再配布などの操作が、1 台および複数台一斉に行えること。

教員機の画面を、全画面（または一部分）や縮小画面で送信できること。また、学習者機を同時にモニタリングでき、ファイルを配布できるほか、リモート操作やマーキングが行えること。

学校の個人情報や情報漏洩を考慮し、サポート窓口であるメーカーが、ISO / IEC27001 およびプライバシーマーク認証を取得しているソフトウェアを選択すること。

以下製品を指定品として必要数導入すること。

・Microsoft Office Standard もしくは Office365

-
- ・スズキ教育ソフト キューブ NEXT 最新版
 - ・スクラッチ (SCRATCH)
 - ・i-Filter@Cloud
 - ・Adobe Photoshop Elements & Premiere Elements 最新版 (教師用・教材作成用デスクトップパソコンのみ必要)
 - ・現在、中学校で Lego SPIKE を使用しているため、更新後の環境においても動作する設定を行うこと。特に、環境復元ソフトの影響を受けないように配慮すること。
- また、学校が有するソフトウェアおよび学校が希望するフリーソフトウェアを学校 ICT 推進課に確認の上インストールすること。インストール対象機器は学校に確認すること。

3-7. 液晶プロジェクター (各中学校 1 台)

液画素数は、WUXGA (1920 ドット×1200 ドット) リアル対応以上であること。
表示方式は、3LCD、DLP のいずれかの方式であり、レンズを付属すること。
明るさは、5200lm 以上、コントラスト比は、20000:1 以上、アスペクト比は、16:10 に対応していること。
ランプ光源は、レーザー光源であること。
ランプ交換サイクルは 20,000 時間に対応していること。
HDMI 入力端子と DVI-D 入力端子を装備し、HDCP 対応していること。
取り付け方法については、天井吊り下げ金具を使用し、固定設置・調整をおこなうこと。
AV コントローラーにて制御が行えること。
デジタル映像信号にて投影すること。

3-8. 手動巻上式 120 インチワイドスクリーン (各中学校 1 台) 既設のものが利用可能な場合は流用可

大きさは、120 インチ 16:10 ワイドタイプの手動巻上式スクリーンであること。
天井に固定すること。
天井に固定する際、使用する引張りにも十分な強度を保証し、必要なベース金具を用意すること

3-9. 確認用ディスプレイ (各中学校 1 台) 既設のものが利用可能な場合は流用可

画面サイズは 21 インチワイド以上であること。
1,920 × 1,080 ドット表示時 1,677 万色相当の表示が可能であること。
アナログ RGB (ミニ D-Sub 15 ピン)、デジタル (DVI-D HDCP 対応) を装備していること。
スピーカーを内蔵していること。

3-10. スピーカー (各中学校 2 台、既設のものが利用可能な場合は流用可)

定格入力は、60W 以上であること。
取り付け方法については、天井吊り下げ金具を使用し、固定設置を行うこと。

3-11. アンプ (各中学校 1 台、既設のものが利用可能な場合は流用可)

出力は、50W (4Ω) × 2、25W (8Ω) × 2 以上であること。
マイク入力 1 系統以上、ライン入力 1 系統以上を装備していること。
AV コントローラーによる制御が可能であること。

ラックマウントキットを付属すること。

3-12. デジタル対応スイッチャー（各中学校 1 台、既設のものが利用可能な場合は流用可）

映像入力、映像出力は HDMI 信号、DVI 信号、アナログ RGB 信号、アナログコンポーネント信号、コンポジットビデオ信号、S ビデオ信号の各信号に対応していること。合計最大入力数が 6 以上あり、そのなかで、アナログ最大入力 4、デジタル最大入力 4 から選択可能であること。

HDMI 端子が前面に 1 つ以上あること。

著作権保護技術 HDCP、EDID 調整機能搭載していること。

映像出力は、デジタル信号出力できること。

音声出力は、アナログ不平衡、リニア PCM に対応していること。

出力解像度は、VGA ～ WUXGA まで対応し、設定した解像度へ変換して出力できること。

同軸延長受信器を付属すること。

AV コントローラーにて制御が行えること。

3-13. AV コントローラー / 制御ユニット（各中学校 1 台、既設のものが利用可能な場合は流用可）

AV コントローラーは、卓上に設置し調整すること。

新規導入するか既存 AV コントローラーを改良すること。

主電源スイッチの ON/OFF は、AV 機器電源の ON/OFF と連動すること。

教材の投影拡声選択スイッチは、先生 PC、書画カメラ、ブルーレイ、DVD/VHS、持込 HDMI、持込 PC) の機能を有すること。

プロジェクター電源スイッチの ON/OFF を有すること。主電源スイッチの OFF 時には、連動してプロジェクターの OFF を行うこと。

音量調整は、主音量調整を行えること。

制御は、スイッチャー、プロジェクター、電源ユニット、アンプを制御すること。

3-14. 電源制御ユニット（各中学校 1 台、既設のものが利用可能な場合は流用可）

12 個以上の電源コンセントを装備していること。

外部電源制御入力端子を装備していること。

AV コントローラーにて制御が行えること。

3-15. デジタル信号分配器（各中学校 1 台、既設のものが利用可能な場合は流用可）

映像入力、デジタル信号の 1 系統以上を装備していること。

映像出力は、デジタル信号の 2 系統以上を装備していること。

3-16. BD/HDD レコーダー（各中学校 1 台）

HDD 内蔵ブルーレイディスクレコーダータイプであること。

対応メディアは、BD-R、BD-RE、DVD-R、DVD-RW に対応していること。

HDD は、500GB 以上であること。

出力は、デジタル出力にて行うこと。

コンピュータ教室にテレビアンテナ線がある場合は、レコーダーで録画再生ができるように設定すること。

と。

CPRM に対応していること。

3-17. 教材提示装置（各中学校 1 台）

カメラ部及び画素数は、カラーCMOS であり、500 万画素以上であること。

出力端子は、アナログ RGB 信号 1 系統以上、HDMI 信号 1 系統以上装備していること。

最大解像度は、1080P に対応していること。

ズームは、最大 200 倍以上であること。

3-18. その他 / 配線・設置・調整（各中学校 1 式、既設のものが利用可能な場合は流用可）

接続は、デジタル信号になるように HDMI や DVI で接続を行うこと。アナログケーブルは、撤去すること。

各 AV 機器の映像及びパソコンの映像は、プロジェクターから投影可能であること。

BD/HDD や DVD/ビデオを投影する場合は、先生パソコンや生徒パソコンを起動せずに視聴覚設備として使用できるシステムであること。

教員卓でプロジェクターの投影画面が確認できるように行うこと。

信号変換器やプロジェクターまでのデジタル信号を補償できるように信号延長器等の AV システムの設置に必要な機器やケーブルは落札業者にて設置・導入すること。

以下の既存機器は流用可能とする。機器の故障等が発見された場合は別途協議を行うこととする。

既存流用機器

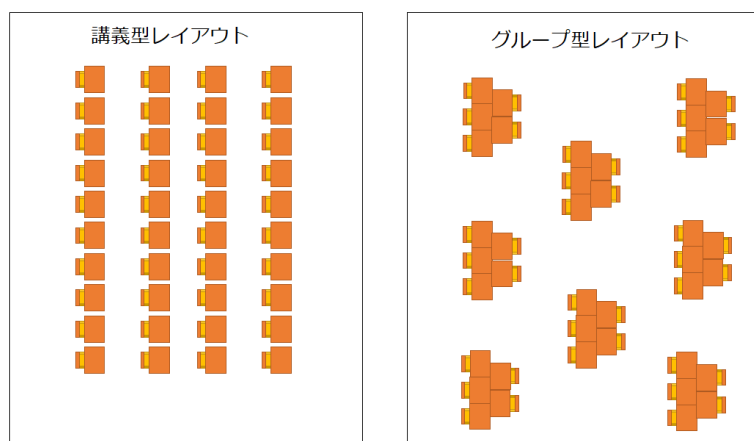
- ・ AV/NW 機器収納ラック
- ・ DVD/VHS レコーダー

4. 小学校アクティブラーニング教室

小学校 PC 教室をアクティブラーニング室として活用できるように講義型、グループ学習型等に自由に変更できるなど有効的な活用を提案願います。

4-1. GIGA 端末の学習環境の拡充を考慮してアクティブラーニング教室としての再構築、大型表示機器等の整備含む

■アクティブラーニング教室イメージ（例）



4-2. 高性能情報教育用 PC (10 台程度適応数提案願います) の整備

4-1. の整備にプラスして高性能情報教育用 PC の整備 (動画編集、e スポーツに使用できるレベルのものを提案)

- ・Microsoft Office Standard または Office 365 は必須とする。
- ・i-Filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。
- ・環境復元ソフトを導入すること。

* その他 アフターGIGA 端末整備のパソコン教室のありかたについて貴社推奨のかたちを提案願います。

4-3. 教材作成用デスクトップパソコン (各校 1 式)

Windows11-Pro 正規品を搭載した Windows パソコンであること。

10/100/1000Base-T Ethernet を 1 つ以上装備していること。

CPU は intel Core i5 クラスと同等以上を搭載していること。

メモリは 16GB 以上搭載していること。

SSD 容量として 256GB 以上搭載していること。

DVD スーパーマルチドライブを搭載していること。

光学スクロールマウスおよび日本語キーボードを付属すること。

パソコン本体 1 式につき 21.5 型ワイド、フル HD 以上の液晶ディスプレイを 1 式用意すること。

ログイン時のユーザーアカウントについては、既存の校務系ネットワークで利用している ID を共有して利用できること。

メーカーによる 5 年間の翌営業日訪問修理を付けること。

i-filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。

4-4. 周辺機器

(1) プリンタ

* 本年度別途手配のプリンタから出力可能な設定を追加すること。詳細は別途指示します。

以下プリンタについては定期交換部品付き・5 年間オンサイト保守をつけること。

また、交換用インクを各プリンタに対し 2 セット付けること。

- ・コンピュータ教室設置プリンタ (学校の指示により別の場所に設置する場合もある)

A1plus 対応大判インクジェットプリンタ 各校 1 台

基準品

A1plus 対応大判インクジェットプリンタ 学校向けセットモデル SC-T345SC1 エプソン 4 台

エプソンサービスパック (出張対応/5 年間) HSCT345M15 エプソン 4 式

インクカートリッジ (シアン) SC14C70 エプソン 8 本

インクカートリッジ (マゼンタ) SC14M70 エプソン 8 本

インクカートリッジ (イエロー) SC14Y70 エプソン 8 本

インクカートリッジ (マットブラック) SC14MB70 エプソン 8 本

(2) 以下のネットワーク機器を必要数導入すること。(既設のものが利用可能な場合は流用可)

L2 スイッチ (コンピュータ室内用)

以下については提案によるが、最低各校 1 台とする。

4-5. 液晶プロジェクター（各校 1 台）

4-6. 手動巻上式 120 インチワイドスクリーン（各校 1 台）

以下 4-7 から 4-15 については提案によるが、既設のものが利用可能な場合は流用可とする。ただし、アクティブラーニング教室提案による最適化配置とすること。その場合は移設費用を含めること。

4-7. 確認用ディスプレイ（各校 1 台）

4-8. スピーカー（各校 2 台）

定格入力は、60W 以上であること。

取り付け方法については、天井吊り下げ金具を使用し、固定設置を行うこと。

4-9. アンプ（各校 1 台）

出力は、50W (4Ω) ×2、25W (8Ω) ×2 以上であること。

マイク入力 1 系統以上、ライン入力 1 系統以上を装備していること。

AV コントローラーによる制御が可能であること。

ラックマウントキットを付属すること。

4-10. デジタル対応スイッチャー（各校 1 台）

映像入力は、映像入力は HDMI 信号、DVI 信号、アナログ RGB 信号、アナログコンポーネント信号、コンポジットビデオ信号、S ビデオ信号の各信号に対応していること。合計最大入力数が 6 以上あり、そのなかで、アナログ最大入力 4、デジタル最大入力 4 から選択可能であること。

著作権保護技術 HDCP、EDID 調整機能搭載していること。

映像出力は、デジタル信号出力できること。

音声出力は、アナログ不平衡、リニア PCM に対応していること。

出力解像度は、VGA ～ WUXGA まで対応し、設定した解像度へ変換して出力できること。

同軸延長受信器を付属すること。

AV コントローラーにて制御が行えること。

4-11. AV コントローラー / 制御ユニット（各校 1 台）

AV コントローラーは、卓上に設置し調整すること。

新規導入するか既存 AV コントローラーを改良すること。

主電源スイッチの ON/OFF は、AV 機器電源の ON/OFF と連動すること。

教材の投影拡声選択スイッチは、先生 PC、書画カメラ、ブルーレイ、DVD/VHS、持込 HDMI、持込 PC) の機能を有すること。

プロジェクター電源スイッチの ON/OFF を有すること。主電源スイッチの OFF 時には、連動してプロジェクターの OFF を行うこと。

音量調整は、主音量調整を行えること。

制御は、スイッチャー、プロジェクター、電源ユニット、アンプを制御すること。

4-12. 電源制御ユニット（各校 1 台）

12 個以上の電源コンセントを装備していること。

外部電源制御入力端子を装備していること。

AV コントローラーにて制御が行えること。

4-13. デジタル信号分配器（各校 1 台）

映像入力は、デジタル信号の 1 系統以上を装備していること。

映像出力は、デジタル信号の 2 系統以上を装備していること。

4-14. BD/HDD レコーダー（各校 1 台）

HDD 内蔵ブルーレイディスクレコーダータイプであること。

対応メディアは、BD-R、BD-RE、DVD-R、DVD-RW に対応していること。

HDD は、500GB 以上であること。

出力は、デジタル出力にて行うこと。

コンピュータ教室内にテレビアンテナ線がある場合は、レコーダーで録画再生ができるように調整すること。

CPRM に対応していること。

4-15. 教材提示装置（各校 1 台）

カメラ部及び画素数は、カラーCMOS であり、500 万画素以上であること。

出力端子は、アナログ RGB 信号 1 系統以上、または HDMI 信号 1 系統以上装備していること。

最大解像度は、1080P に対応していること。

ズームは、最大 200 倍以上であること。

4-16. その他 / 配線・設置・調整（各校 1 式）

接続は、デジタル信号になるように HDMI や DVI で接続を行うこと。アナログケーブルは、撤去すること。

各 AV 機器の映像及びパソコンの映像は、プロジェクターから投影可能であること。

BD/HDD や DVD/ビデオを投影する場合は、先生パソコンや生徒パソコンを起動せずに視聴覚設備として使用できるシステムであること。

教員卓でプロジェクターの投影画面が確認できるように行うこと。

信号変換器やプロジェクターまでのデジタル信号を補償できるように信号延長器等の AV システムの設置に必要な機器やケーブルは落札業者にて設置・導入すること。

以下の既存機器は流用可能とする。機器の故障等が発見された場合は別途協議を行うこととする。

既存流用機器

- ・ AV/NW 機器収納ラック
- ・ DVD/VHS レコーダー

5. 教育用ノートパソコン

教育用ノートパソコンとして 100 台を導入すること（配置先、台数等は添付資料を参照）

CPU：インテル® Core i5 クラスと同等以上を搭載すること。

OS：Windows 11 Pro（64bit）

モニタ：15.6 インチ フル HD 以上

メモリ：8GB 以上

SSD：256GB 以上

DVD ドライブを有すること。

光学式マウスを添付すること。

添付ソフト

・Microsoft Office Standard または Office 365

*指定するネットワーク環境に設置すること。

i-filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。

6. 端末共通要件

(1)今回導入の端末

①環境復元ソフトを導入し、復元等の一括管理が出来る仕組みを構築すること。残存 13 小学校については、現在準備室サーバにて使用中の SKYMENU Pro および瞬快のライセンスを 2 年分付与すること。

また、障害について受託者に通報する仕組みを構築し、運用サポートすること。

②資産管理ソフトを導入し、一元管理できる仕組みを構築すること。サーバ環境については彦根市が用意するクラウド上に構築すること。必要リソースを提示すること。

(2)教育用ノートパソコン 100 台（配布先等は添付資料を参照）

①イメージ復元ソフトを導入し、復元が出来る仕組みを構築すること。（教育用ノートパソコンについては、一括復元等に対応する必要なし。）

②資産管理ソフトを導入し、一元管理できる仕組みを構築すること。サーバ環境については彦根市が用意する仮想基盤上に構築すること。必要リソースを提示すること。

(3)全体共通

① 指定するフリーウェアソフトを実装すること。

② 彦根市の所有するウイルスバスター Corp. を実装すること。

③ 今回入れ替え対象でない学校に関しては運用管理ソフト等現行の環境を利用するが、本調達で実施する環境変更やその他による設定変更が必要となった場合はそれら一切の作業を実施すること。

④ 現行の機能を全て利用可能にすること。

7. サーバ&ストレージ環境について

(1)サーバのリソースについては特に指示する場合を除き、彦根市が用意する仮想基盤上に構築することとする。必要リソースを提示すること。

(2)ストレージのリソースについては特に指示する場合を除き、彦根市が契約するデータセンター内に設置することとする。ファイルサーバについては統合ファイルサーバとして適切なハードウェアを

提案すること。

ストレージ仕様

- ・実効容量（実データ容量）として 48TB 以上（実際は 75TB 程度 利用率約 45%（令和 4 年 7 月現在））
- ・メインストレージはコントローラーを 2 つ以上有する事。通常時は教員用と生徒用のコントローラーを分離、ただし 1 つのコントローラーの障害時でも継続利用が可能なこと。
- ・メインストレージでスナップショットの機能を実装する事
- ・筐体間でスナップミラーの機能を実装する事
- ・重複排除の機能を有する事

データ移行要件

- ・既存のストレージとの共存環境を構築する事。
- ・受託者がデータの移行を実施すること。
- ・移行後のストレージ環境の変更等、設計の上、構築、操作教育も全体の支援の中で行うこと。
- ・移行対象は 小学校 17 校、中学校 7 校の 24 校が対象となる。

その他要件

- ・ファイルサーバは彦根市が契約するデータセンター（市内 1 か所・県外 1 か所）に 1 台ずつ設置し、上記のとおり冗長構成とすること。
- ・5 年間の保守を実施すること。
- ・サーバラック内の設置位置については、彦根市情報政策課と協議の上で決定すること。またデータセンター立ち入りの際は、彦根市情報政策課に事前申請を必ず行うこと。
- ・構築期間中は、ラック内の機器設置位置の変更についてはできる限り柔軟に対応すること。他の機器の更改があり、ラック内のスペースの都合で積載済の機器について位置の変更を依頼する場合がある。対象は本整備にて導入する機器に限る。

8. 彦根市立 7 中学校 普通教室用コンピュータ機器

8.1 業務範囲

本業務仕様に示すもののほか、事業者が提案するシステムが安定的に稼動するために必要となる機器、ソフトウェア等を提案事業者の責任において整備すること。

その他、スイッチング HUB、LAN ケーブル等機器構成上必要な機器類および付属機器（設定費用等を含む。）、セキュリティ対策や運用する上で必要となるまたは有効なソフトウェア導入に係る費用等についても本見積りに含め提案すること。

機器、システムは、本市へ引渡し後の 1 年間を無償保証とすること。

8.2 職員室用機器

8.2-1. 運用管理パソコン本体 デスクトップ型 各校 1 台

- (1) OS はマイクロソフト社製 Windows 11Pro(64bit)正規版であること。
- (2) CPU はインテル社製 Core i5 以上であること。
- (3) メモリは本体純正品であり、16GB 以上であること。
- (4) 256GB 以上の SSD を内蔵していること。
- (5) スーパーマルチドライブを内蔵していること。

-
- (6) 通信ポート（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Wakeup on LAN 対応）を内蔵していること。
 - (7) USB ポートを 6 ポート以上、ディスプレイ端子（アナログ RGB ミニ D-SUB 15 ピン×1、デジタルディスプレイ HDMI または DisplayPort×1）、オーディオ（マイク、ヘッドホン・ラインイン・ラインアウト）を内蔵していること。
 - (8) JIS 標準配列の日本語キーボード及び USB 接続の光学式マウス、マウスパッドを添付すること。
 - (9) 日本製であり、日本国内においてメーカーの純正保守が提供されている製品であること。
 - (10) 環境に配慮した製品として、以下の性能・機能を有すること。
通常消費電力は 30W 以下であること。
省エネ法、グリーン購入法、VOC 等の各種環境に関する法律、ガイドラインに適合した製品であること。
 - (11) 保守要件を満たすこと。
i-filter@cloud のライセンスを必要数付与すること。

8.2-2. TFT カラー液晶ディスプレイ 各校 1 台

- (1) 画面サイズは 19 インチワイド以上であること。
- (2) 最大解像度 1,920×1,080 ドット表示時 1,677 万色相当の表示が可能であること。
- (3) 上下 160°、左右 160° 以上の視野角性能を有していること。
- (4) スピーカーを内蔵していること。
- (5) アナログ RGB 及び管理用パソコンに適合したデジタルインターフェース（HDMI、DisplayPort 等）を有していること。
- (6) 保守要件を満たすこと。

8.3. 普通教室用機器（学校別台数内訳は別途提示する）

教育用ノートパソコンと同様のノートパソコンを導入すること。

無線接続のキーボードおよび光学式マウスを添付すること。

盗難防止のワイヤーで固定すること。ワイヤーは使用できる場合は既存流用可とする。

8.4 ワイヤレスプレゼンテーション機器

- (1) 通常の使用時は教室常設の PC の画面をプロジェクター等に表示できること。
- (2) 教室内に持ち込んだ教師用・生徒用のタブレット端末を無線方式によって接続し、タブレット端末に表示されている画面を切り替えて、瞬時に既設のプロジェクターへ投影できる機能を有すること。
※教師用は職員室に設置している校務用タブレット端末（Surface Go2）を指す。端末にソフトウェアのインストールが必要な場合はその費用を見込むこと。
- (5) 画像伝送機能の表示解像度としてフル HD（1920×1080）以上に対応すること。
- (6) 本機器の設置は、電波範囲を考慮した形で固定すること。

9. ソフトウェア

以下のソフトウェアを必要数分インストールすること。

インストール対象機器は学校 ICT 推進課および学校へ確認し、インストール媒体が必要な場合は各校分用意すること。

-
- (1) 6-(1)-①、6-(1)-②および 6-(2)-②を実現するソフトウェア
 - (2) 6-(2)-①を実現するソフトウェア
 - (3) Windows Server DeviceCAL
 - (4) 富士通システムズウエスト 瞬快(上) 最新版 基本ライセンス 13 式
 - (5) 富士通システムズウエスト 瞬快(上) 最新版 追加ライセンス 必要数：学校別台数内訳表(添付 2) のとおり
 - (6) マイクロソフト Office Standard オープンアカデミックライセンス または Office365 必要数：学校別台数内訳表(添付 2) のとおり
 - (7) Photoshop & Premiere Elements 最新版 7 本
 - (8) Acrobat Professional 最新版 7 本
 - (9) キューブ NEXT 最新版を 7 校に導入すること。タブレット PC の利活用が活発になるように運用方法、管理方法を提案すること。

また、学校が有する下記のソフトウェア及びフリーソフトウェアをインストールすること。インストール対象機器は学校へ確認すること。

- (1) Trend Micro ウィルスバスター・コーポレートエディション(ライセンスは本市にて用意)
- (2) Adobe Reader
- (3) 創育 中学校時間割作成ソフトウェア 時恵 4

10. システム導入要件

10-1. 環境設定について

- (1) 既存の統合 AD に参加させること。
- (2) 統合ファイルサーバ上にある個人ホームフォルダ(校内にある全ての PC から K ドライブとして利用)や共有フォルダ(校内にある全ての PC から X ドライブ等として利用)は、教職員が校内にある全ての PC から容易に一覧把握ができること。
- (3) 本事業に必要なサーバ機能は彦根市が有する仮想基盤に構築するか各校に一台有する管理サーバ上に構築すること。
- (4) 導入時点で提供されている修正プログラムを適用し、適切なセキュリティ対策を実施すること。
- (5) 共有フォルダ(職員室内で使用する PC からのみ接続可能な T ドライブ等として利用)は、教職員が職員室内で使用する PC から接続利用できること。

10-2. 運用管理パソコン

- (1) 導入時点で提供されている修正プログラムを適用し、適切なセキュリティ対策を実施すること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルス対策を実施すること。また、常に最新のウィルス対策環境が維持されるようにすること。
- (3) クライアント復元ソフトウェアを導入すること。セットアップ完了時点でのバックアップを取得し、任意の時点で復元可能な状態にしておくこと。
- (4) 共有フォルダへ接続利用できること。既存と同等の環境を利用できるように設定を行うこと。
- (5) 本市仮想環境に設置の共通サーバに登録された教材コンテンツに接続でき利用できること。
- (6) コンピュータ名を記載したラベルを貼付すること。

-
- (7) 既設の校内 LAN 管理パソコンで利用しているソフトウェアを移行し、引き続き利用出来るように設定・調整を行うこと。
 - (8) 運用管理パソコンにおいて、各普通教室パソコンに対する以下のパソコン運用支援機能を提供すること。
 - (9) リモート管理保守：管理対象の複数パソコンの画面を一覧表示し、リアルタイムな利用状況を確認できること。管理対象の複数パソコンに対して一斉操作（電源 ON、電源 OFF、再起動、ログオン/ログオフ、メッセージ送信、ドラッグ&ドロップによるファイルコピー、特定 PC 画面を他 PC 画面へ画面転送、スケジュールによる電源 ON/OFF/再起動/スタンバイ/メッセージ表示）が可能であること。
 - (10) 利用情報収集：管理対象パソコンの利用情報（稼働時間、ログオン/ログオフ、インストールソフト名、ハードウェア情報）を収集、集計できること。

10-3. 普通教室パソコン

- (1) 導入時点で提供されている修正プログラムを適用し、適切なセキュリティ対策を実施すること。
- (2) TrendMicro ウイルスバスターコーポレートエディション（ライセンスは本市が保有）を導入し、ウイルス対策を実施すること。常に最新のウイルス対策環境が維持されるようにすること。
- (3) クライアント復元ソフトウェアを導入し、毎回起動時に初期セットアップが完了した環境に復元するよう構築すること。また、セットアップ完了時点でのバックアップを取得し、任意の時点で復元可能な状態にしておくこと。
- (4) クライアント復元ソフトウェアを使い、予めバックアップされているセットアップ完了時点の雛形を使って任意のパソコンに対して配信を行い、環境復元が出来る状態にすること。尚、IP アドレスやホスト名等の固有情報や各アプリケーションソフトも自動で設定され、手動による設定作業が発生することなく元通り使える仕組みを構築すること。
- (5) 共有フォルダへ接続利用できること。既存と同等の環境を利用できるように設定を行うこと。
- (6) 本市仮想環境に設置の共通サーバに登録された教材コンテンツに接続でき利用できること。
- (7) コンピュータ名を記載したラベルを貼付すること。また、ラベルはパソコンをラックに収納した状態で容易に確認可能な位置にも貼付すること。

11. 操作研修

- (1) 全体講習会を開催すること。特にデータ共有の方法や留意事項、運用手順などを重点に説明すること。説明は原則 1 回以上実施すること。

12. 納品書類

導入時のシステム構成・維持管理にかかわるドキュメントは、彦根市教育委員会および学校管理者と協議のうえ、作成し説明会を行うこと。ドキュメントは、以下の項目を含むこと。

- ・ネットワーク構成、サーバ内のドライブおよびフォルダ構造図
- ・システムの運用・管理（ユーザー管理、データのバックアップ、復旧等を含む）資料
- ・ネットワーク設定資料（ワークグループ、IP アドレス等）
- ・作業設定履歴資料
- ・LAN 配線系統図及び検査報告書

13. その他

- (1) 事前に下見が必要な場合には、必ず担当者まで連絡をし、許可を得てから行うこと。また、下見を行う際は、授業の妨げになるようなことがないように十分に配慮をすること。
- (2) リース期間中、正当な理由なく要求した水準に達していないことが判明した場合は、教育委員会事務局教育部学校 ICT 推進課および各学校の担当者と協議の上無償で対応すること。

第 11 章 運用・保守業務仕様

本システムを運用・保守を行う上で考慮すべき基本要件を以下に示す

(1) 運用・保守時間について

現時点において想定しているシステム運用時間に係る要件を示す。

ただし、本事項は標準として想定される要件であり、システム運用の詳細が明確化された場合において、調整・変更が発生することがあることに留意すること。

項目	サービス時間
保守対応時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 （原則 2 時間以内駆付）
ヘルプデスク	本システムに関する問合せ等の受付と回答を行うこと。 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（業務時間中における利用時間）
定期報告会の実施	・システム運用状況の確認、問題点の共有化および解決策の検討を図り、本市と受託事業者が共通の問題意識を持って課題に対応するため、必要に応じて会議を持つこと。 ・会議の日程は本市の指示に従うこととし、会議を行った際は、「会議議事録」を作成し、速やかに提出すること。

(2) 障害管理要件

本システムは基本的に平日 8:30-17:30 の稼働を保証すること（原則、2 時間以内駆付）

障害等の発生時に迅速な解決を図るため連絡体制を定めること。

＊システム対応を原則として、単なるハードウェア保守ではない対応とすること。

駆付時間の短縮に関する、体制が整っている場合は評価する。

(3) 運用・保守体制

本システムの運用・保守業務を滞りなく実施できる体制を組むこと。

窓口責任者・担当者の設置をすること。

・翌営業日訪問修理

対象機器：

中学校：教師用デスクトップパソコン、生徒用デスクトップパソコン、教材作成用デスクトップパソコン、普通教室設置ノートパソコン

小学校：高性能情報教育用パソコン、教材作成用デスクトップパソコン

- (1) 提供メーカーのハードウェア保守を付けること。
- (2) トラブル発生時は提供メーカーのサービス要員が訪問修理すること。
- (3) 提供メーカーが定める保証書規定の部品代は保守料金に含まれること。
- (4) サービス窓口の受付時間は月曜日～金曜日 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日をのぞく）とし、訪問修理対応すること。
- (5) 保守契約期間はリース開始日より5年間とする。
- (6) パソコンの保守対象機器は本体に加えて、液晶ディスプレイ・キーボード・マウス・本体内蔵オプション製品を含むこと。
- (7) プリンタの定期交換部品費も含まれること。
- (8) UPS はバッテリー交換費用（部品費/作業費）も含むこと。

第12章 その他 注意事項

- (1) 既存の校内ネットワークを長期間停止することなく作業を実施すること。
- (2) 電源コンセントと機器との接続に必要な0Aタップ等の機器・ケーブルは必要数用意すること。
- (3) 構築された環境が正しく動作する事を確認し、各校の担当者から承認を得ること。動作確認については、動作確認計画書を作成し、確認方法および動作確認のスケジュール等動作確認を実施する上で必要な事項を記載すること。また、動作確認成績書を彦根市教育委員会に納品すること。
- (4) 入替対象となる既存パソコン及び既存AV機器を撤去し、学校内の1階の1室にまとめること。
- (5) 既存の教育用サーバ、バックアップ用ハードディスク、運用管理用パソコン内のデータは、データを移行後完全に消去すること。また、消去したことを証明する書類を提出すること。
- (6) 導入後1年間はメーカーの保証期間に従い無償対応すること。
- (7) 保守の対応窓口を一本化し、速やかに対応すること。
- (8) 機器運用に関して、システムエンジニアの来校サポートを行うこと。期日及び内容は別途協議すること。また、各校からの要請があれば支援に関連するマニュアルを準備すること。
- (9) リース期間中、正当な理由なく要求した水準に達していないことが判明した場合は、各校と協議の上無償で対応すること。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」「彦根市個人情報保護条例」「彦根市情報セキュリティポリシー」その他関係法令等を遵守すること。

第13章 プロジェクト管理要件

13.1 管理

- ① 本業務遂行に関する本市からの要請、指示等の受理および本市への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は、原則としてプロジェクト管理責任者を通じて行うものとする。
- ② 本業務に伴う作業を開始するに当たり、本市と受託業者側の作業体制や作業方針、作業の進め方、ルール、スケジュールを明確化するため、事前にそれらを記載した「プロジェクト実施計画書」および「実施スケジュール表」を作成、提出し本市の了承を得た上で作業を開始すること。
- ③ 本業務期間中は、作業の進捗状況の確認、問題点の共有化および解決策の検討を図り、本市と受託事業者が共通の問題意識を持って課題に対応するため、必要に応じて報告会議を持つこととする。
- ④ 上記報告会議には必ずプロジェクト管理責任者が出席するとともに、進捗状況等を説明すること。
- ⑤ 会議の日程は本市の指示に従うこととし、会議を行った際は「会議議事録」を作成し、速やかに提出すること。
- ⑥ システム稼働後は、運用保守要件に基づき、作業を行うこと。

13.2 品質管理

高い品質を維持するために以下の要件を満たすこと。

- ① 品質管理責任者を設置し、品質管理に従事させること。
- ② その他、品質を維持管理するための手法を提案すること。

13.3 スケジュールに関する注意事項

本事業は、学校の授業カリキュラムに影響が無いように実施すること。また、本市との協議の上で決定し、遵守すること。本市職員・教員の負担が最小限となるようスケジュール等考慮すること。

第14章 その他特記事項

14.1 契約不適合責任等

契約不適合責任は本契約期間とする。

また、契約期間満了後、新たな調達先へ移行した場合には、当該移行が円滑に行えるよう誠意を持って協力すること。

14.2 その他留意事項

- ① 本調達業務の一部を第三者に委託または委託に準じた作業を依頼（以下「再委託」という。）する場合において、必要に応じて、当該第三者の技術者（作業員）を定めた書面（任意）を提出し、本市の承認を得ること。
- ② 本市の施設等に入出入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し、承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。
- ③ 本市への提出書類および添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- ④ 本市へ搬入する製品の梱包材等は簡易にするとともに、持ち帰ること。
- ⑤ 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。
- ⑥ 業務を実施するに当たり本仕様に疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- ⑦ 受託事業者側の原因により本稼働日に遅延により発生する全ての経費は受託事業者が負担すること。

以上